

# 成年後見制度関連講座

制度を支える担い手になりたい方向け

## 市民後見人 養成基礎講習

市民後見人は、地域の身近な立場で成年後見活動を行う一般市民の方です。区社会福祉協議会の監督のもと、弁護士等の専門家や親族と同様に財産管理や契約締結などをお手伝いします。



同講座では成年後見制度の仕組みや知識、成年後見人等としての心構え等を学びます。書類選考で受講者を決定し、修了した方が市民後見人として活動できます。受講を希望する方は必ず下記受講説明会にご参加ください。

**日時** 10月26日(水)、11月4日(金)・11日(金)・18日(金)・25日(金)・30日(水)(全6回) いずれも午後1時から(4時間程度。11月18日(金)のみ午後1時30分から)

**会場** 区社会福祉協議会(高田馬場1-17-20)

**対象** 区内在住・在勤・在学または区内で高齢者・障害者等に関わる社会貢献活動の実績があり、講習受講後に市民後見人として活動できる方

### ●受講説明会

参加者に上記基礎講習の受講申請書類を配布します。

**日時** 9月2日(金)▶①午後2時～3時、▶②午後3時30分～4時30分

**会場** 区社会福祉協議会(高田馬場1-17-20)

**申込み** 8月8日(月)～31日(必着)に電話かほかき・ファックス(7面記入例のほか希望時間(①②の別)、お持ちの方はファックス番号を記入)または直接、問合せ先へ。各回先着15名。日程に都合がつかない場合はご連絡ください。

**問合せ** 地域福祉課福祉計画係(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎2階) ☎(5273)3517・FAX(3209)9948

制度の活用を検討している方向け

## 任意後見講座・ 任意後見事業説明会

任意後見制度は、本人が契約の締結に必要な判断能力がある間に、将来、判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ選んだ方(将来の任意後見人)と将来お願いする内容を決め、公正証書に契約するものです。

### ①任意後見講座

**日時** 9月16日(金)午後2時～3時20分

**対象** 区内在住・在勤・在学の方、区内在住の方の親族、30名

**内容** 任意後見制度の仕組み、利用までの流れ

**講師** 藤田恭子(司法書士)

### ②任意後見事業説明会

**日時** 9月16日(金)午後3時30分～4時30分

**対象** 区内在住の方、区内在住の方の親族、30名

**内容** 区社会福祉協議会の任意後見事業の内容、利用方法、利用料金ほか  
……………<①②共通>……………

**会場** 区社会福祉協議会(高田馬場1-17-20)

**申込み** 9月6日(水)までに電話かファックス・電子メール(7面記入例のほかファックスで申し込みの方はファックス番号、区内在住・在勤・在学・区内在住の方の親族の別、希望する回(①②の別)を記入)で問合せ先へ。応募者多数の場合は抽選。

**問合せ** 区成年後見センター ☎(5273)4522・FAX(5273)3082・

EMskc@shinjuku-shakyo.jp

確認書の返送はお済みですか

## 令和4年度の住民税非課税世帯 に対する臨時特別給付金

●給付を受けるには確認書の返送が必要です(返送期限は9月30日(金)(消印有効))  
対象世帯には、支給案内と確認書を右封筒で発送しています。





※令和4年度の住民税均等割非課税世帯の方(令和3年度の住民税非課税世帯と既に家計急変世帯に対する臨時特別給付金の支給を受けた世帯を除く)で、確認書が届いていない場合は、下記コールセンターへお問い合わせください。



**問合せ** 区臨時特別給付金コールセンター ☎0120(005)885(午前8時30分～午後7時)

※開設期間は9月30日(金)まで(土・日曜日、祝日を除く)です。

※筆談・代筆が必要な方やお電話が困難な方のための相談窓口を区役所本庁舎4階に設置しています。

**区の担当課** 区臨時特別給付金対策室 ☎(5273)4112

### ●その他受け付け中の臨時特別給付金

▶令和3年度の住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金

お送りした確認書を9月30日(金)(消印有効)までに返送してください。

▶家計急変世帯に対する臨時特別給付金

令和4年度の住民税均等割課税世帯のうち、新型コロナの影響で令和4年1月以降に減収した世帯で給付を希望する場合は、9月30日(金)(消印有効)までに申請が必要です。詳しくは、上記コールセンターへお問い合わせください。

詐欺被害防止に効果的

## 自動通話録音機を 無料で貸し出します

「自動通話録音機」(下写真)は、着信時に通話を録音することを相手に知らせる警告メッセージを流し、通話中の会話を録音する装置です。犯人は自分の声を録音されることに抵抗を感じるため、犯行をあきらめさせる効果があります。

取り付けに工具や工事は不要で、電話機と電話線の間に接続するだけで使用できます。

区内在住で、原則として65歳以上の方に無料で貸し出しています。希望する方は区危機管理課や各特別出張所、最寄りの区内警察署にお問い合わせください。



▲自動通話録音機

**警察署代表電話** ▶牛込 ☎(3269)0110、▶新宿 ☎(3346)0110、▶戸塚 ☎(3207)0110、▶四谷 ☎(3357)0110

**問合せ** 区危機管理課危機管理係(本庁舎4階) ☎(5273)3532